

県外からの福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業

介護保険施設等における面接時の交通費助成

1. 目的

県外からの求職者が相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）、いわき市及び田村市（以下「相双地域等」という）の介護保険施設等の採用面接を受けた際に、当該施設に対して交通費を助成することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（以下「県社協という」）

3. 助成対象となる求職者

県外に居住し、相双地域等の介護保険施設等の採用面接を受ける者

4. 助成対象となる経費

自宅の最寄り駅～施設等の最寄り駅までの交通費
（算出根拠はヤフー路線情報をもとに計算する。）

5. 助成対象とならない経費

宿泊費及びタクシー代

6. 助成金の申請・決定

- （1）介護保険施設等は、県外からの求職者の面接終了後、面接時の交通費助成金交付申請書（様式1）を県社協に提出する。
- （2）県社協は、介護保険施設等より提出があった申請書を審査し、面接時の交通費助成金交付申請決定通知書（様式2）を送付する。

7. 助成金の請求

介護保険施設等は、面接時の交通費助成金交付請求書（様式3）を県社協に提出する。

8. 助成金の支払

県社協は、介護保険施設等の請求に基づき、当該施設の口座へ交通費助成金を送金する。

9. その他

介護保険施設等は、面接日からおおむね1か月以内に求職者へ交通費を支払ったことを証する書類を県社協へ提出する。

なお、介護保険施設等の支給する交通費等の金額は、県社協からの助成金額を下回らないものとする。

(1) 面接時に求職者へ現金で支払った場合

求職者が、介護保険施設等から交通費等を受領したことを確認できる書類（様式5または受領書の写）

(2) 後日、求職者の口座へ振り込む場合

介護保険施設等が、後日、求職者の口座へ交通費等を振込んだことを確認できる書類（金融機関の振込依頼書等の写）

※県外から採用面接がある場合は本会にお問い合わせ下さい。

[問い合わせ先]

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 電話 024-526-0045

ホームページは 「福島県社会福祉協議会」

⇒ 「**3** 福祉の職場・資格を目指す皆さま」

⇒ 「今、福島の福祉にあなたの力が必要です」